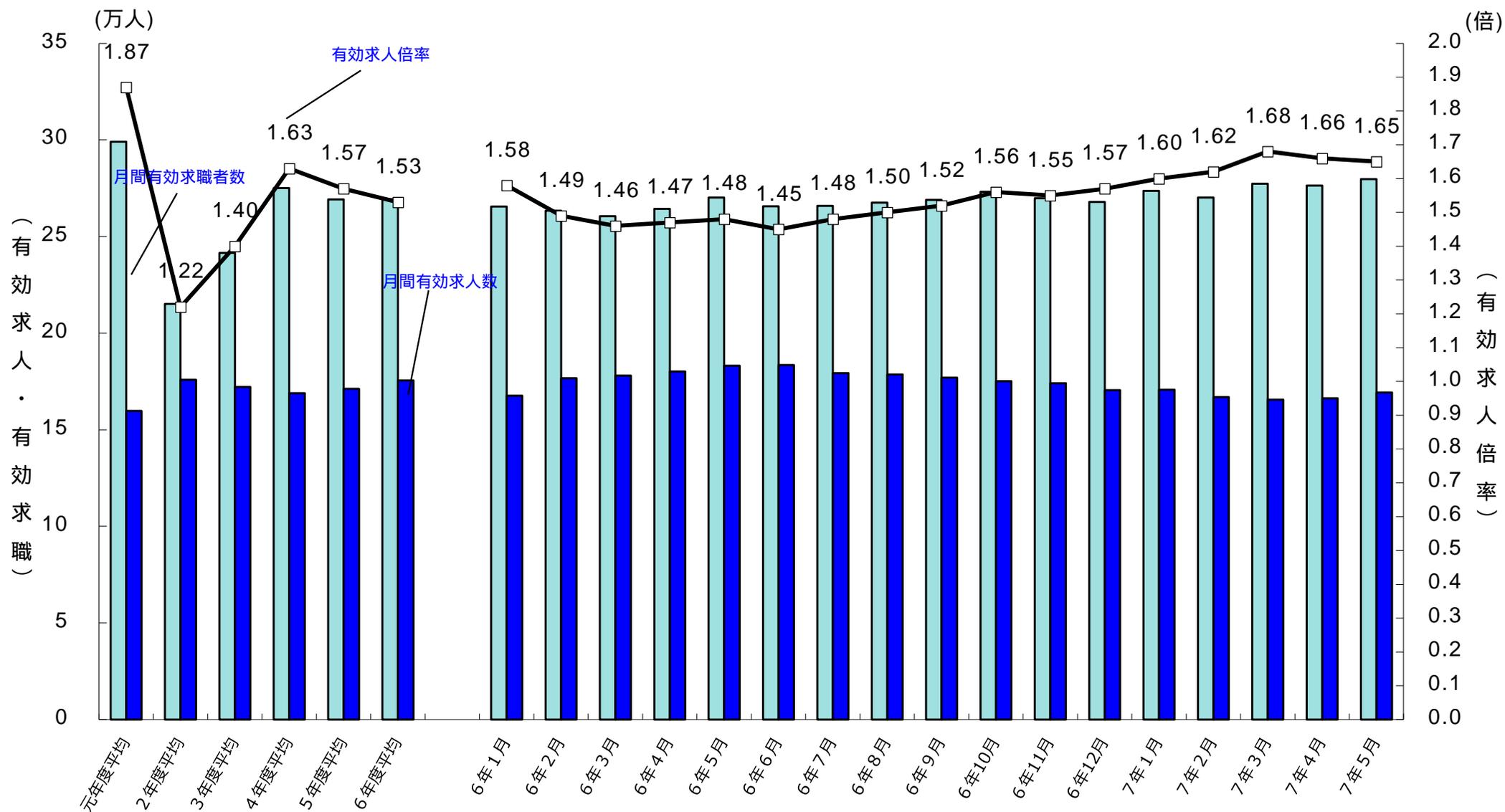


令和 6 年能登半島地震 雇用情勢関係資料

令和6(2024)年能登半島地震 雇用情勢関係資料

作成日:令和7(2025)年7月

有効求人倍率等の推移（石川県全域）

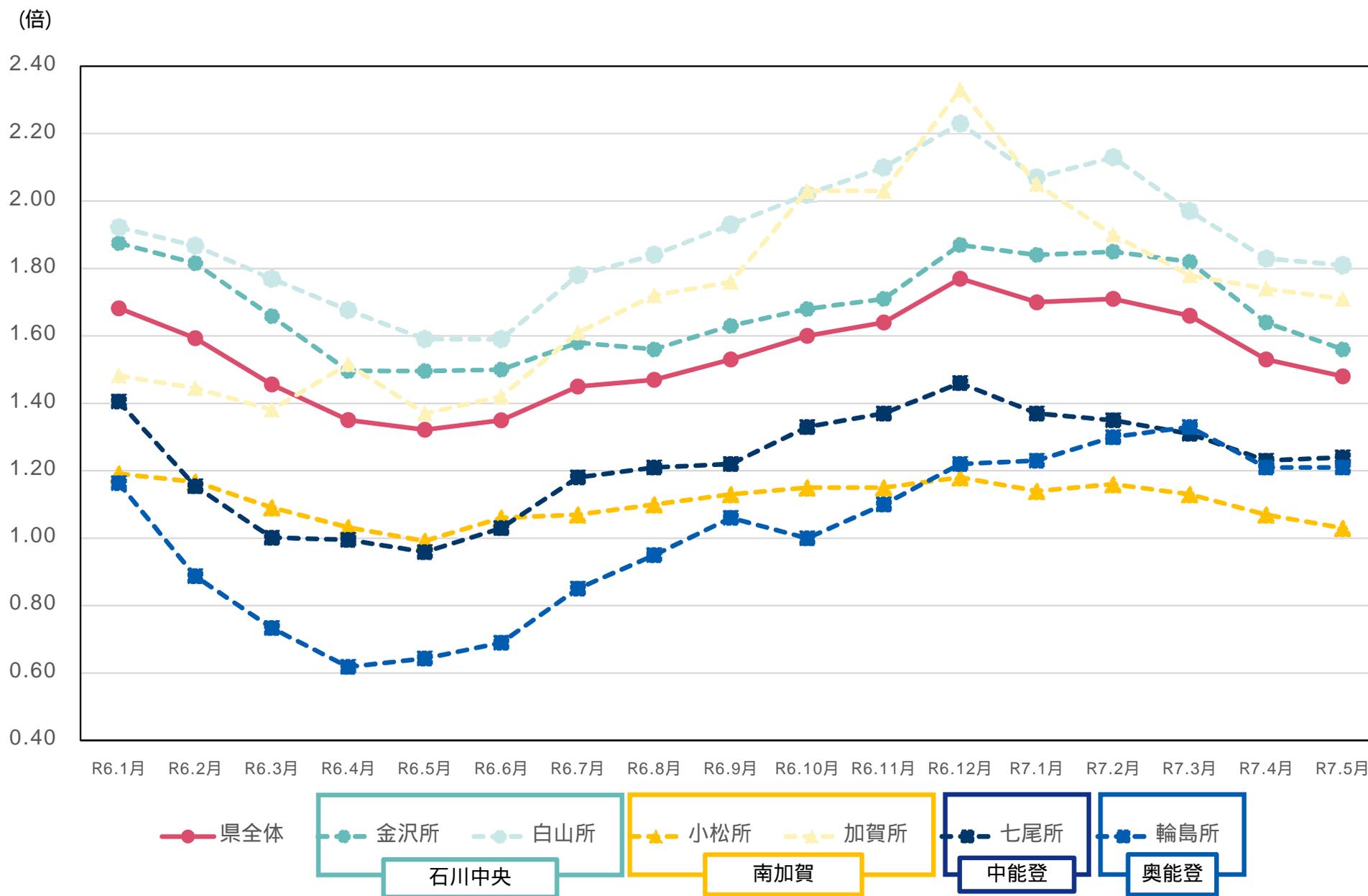


（資料出所）職業安定業務統計より作成。

（注1）月別の数値は季節調整値である。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

（注2）受理地別の求人で集計したもの。

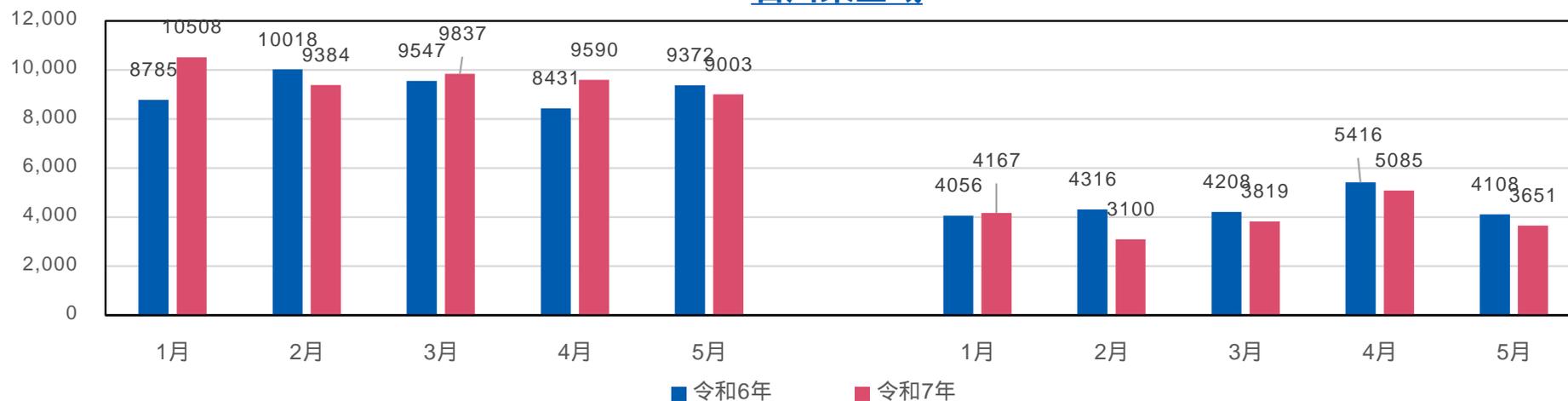
有効求人倍率の推移（公共職業安定所別）



(資料出所) 職業安定業務統計より作成。
 (注) 受理地別の求人で集計したもの。

新規求人数・新規求職申込件数の推移（石川県全域及び輪島所）

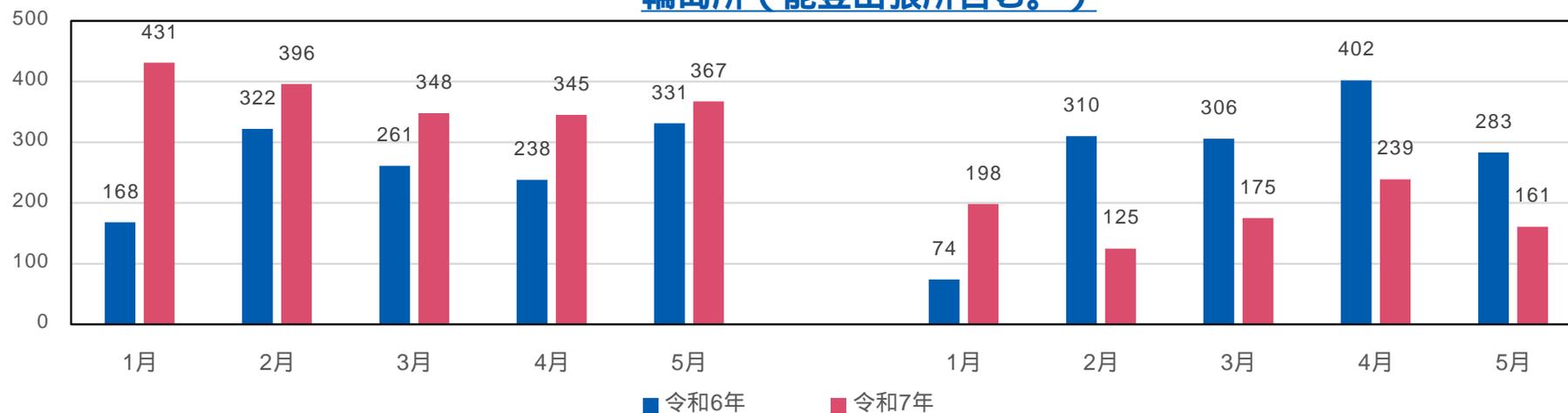
石川県全域



新規求人数

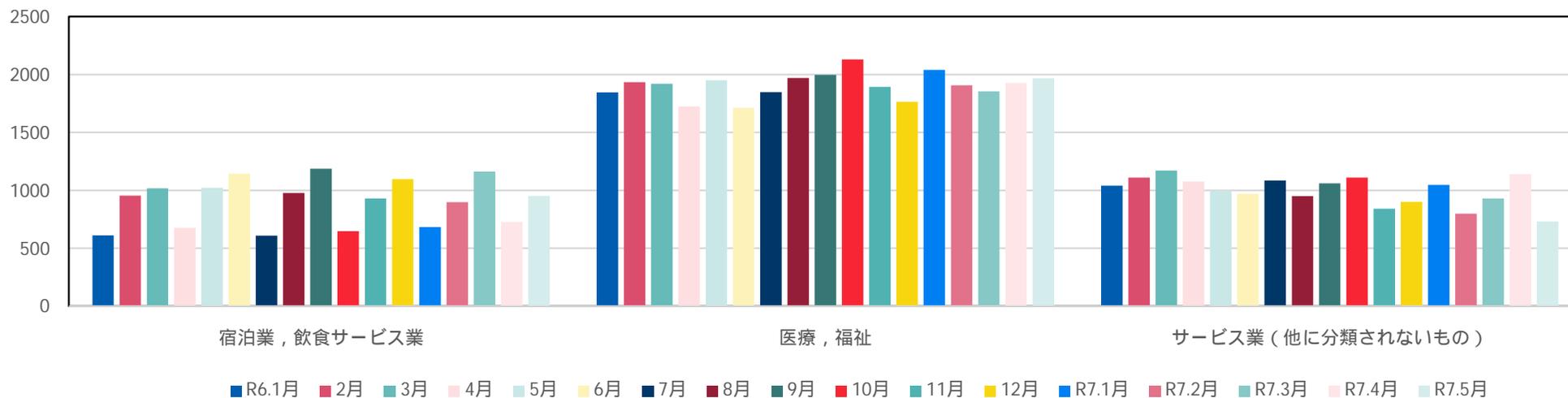
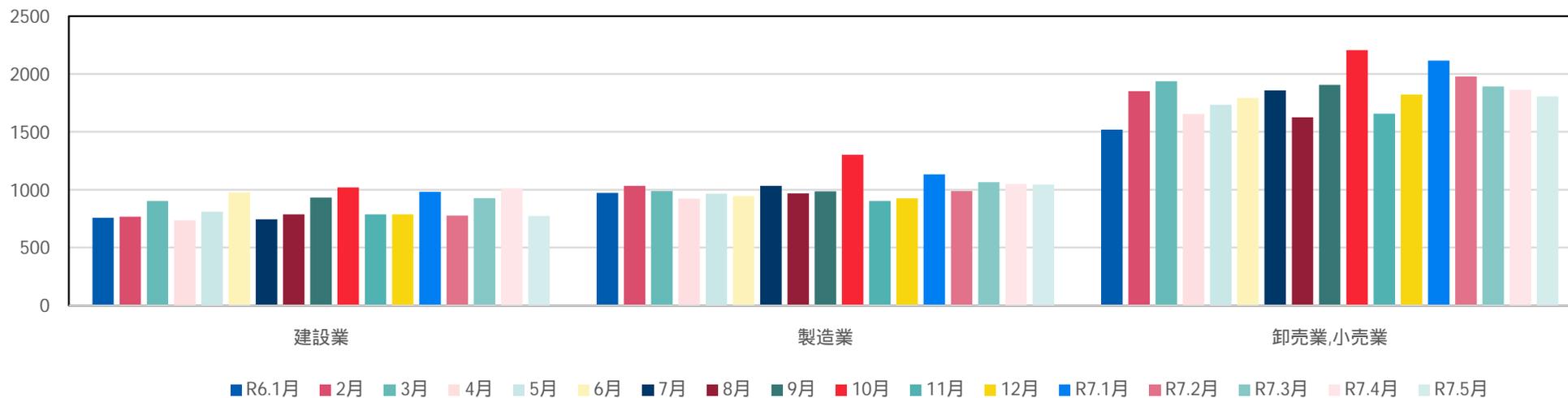
新規求職申込件数

輪島所（能登出張所含む。）



（資料出所）職業安定業務統計より作成。
（注1）受理地別の求人で集計したもの。

主な産業別新規求人数の推移（石川県全域）



(資料出所) 職業安定業務統計より作成。
 (注1) 受理地別の求人で集計したもの。

令和6(2024)年能登半島地震被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ (厚生労働省関係部分のうち、地域の雇用対策等のみ)

雇用調整助成金・産業雇用安定助成金の特例措置

- 企業の雇用維持と地域の人材確保の両立が極めて困難な事情・特殊性から、雇用調整助成金における支給要件の緩和や助成率・支給日数の引上げによる特例措置と、産業雇用安定助成金の特例措置を実施。

雇用保険の基本手当の特例

- 被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により休業したり、一時的に離職した場合に雇用保険の失業手当を受給できる特例措置を実施する。

令和7年6月30日まで終了

自然災害が発生した場合の支援や制度に係る情報の発信

- 自然災害が発生し、災害救助法が適用された地域などにおける、労働基準行政の支援施策、解雇・雇止めなどの労働条件に関する諸事項について、事業主・労働者が守るべき事項をQ&A形式にしたものを作成・更新するとともに、SNSで発信する。

令和6年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金の特例措置の主な概要

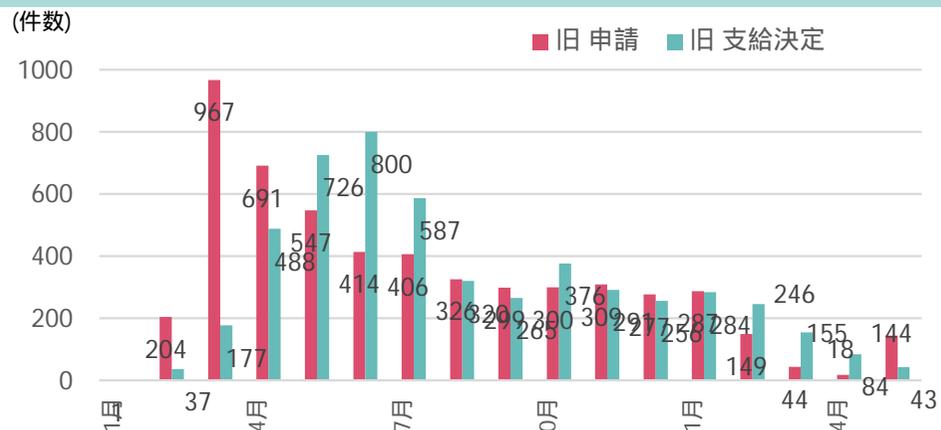
- 休業等の賃金に対する助成率引き上げ（中小企業）2/3 → 4/5助成
- 支給日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長
- 雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- クーリング期間撤廃（前回の支給から1年未満でも助成対象）
- 休業等規模要件を緩和（中小企業）1/20以上 1/40以上

能登特例（旧特例）の状況（R6.1～）

計画届の提出	支給申請書の提出	決定件数
5,368	5,252	5,134
（令和7年5月30日現在、件数）		

（広報及び取組の特徴）

- ・石川労働局に特別相談窓口や奥能登半島コールセンターを設置するなど対応強化に努めた。
- ・社労士会と連携し、ハローワーク輪島及び能登において社労士による出張相談を実施。



雇用調整助成金（旧特例）の支給状況（石川県）

能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例（新特例、R7.1～）

	計画届の提出	支給申請書の提出	決定件数
新特例	1,103	609	423
七尾所	581	300	230
輪島所	522	309	193

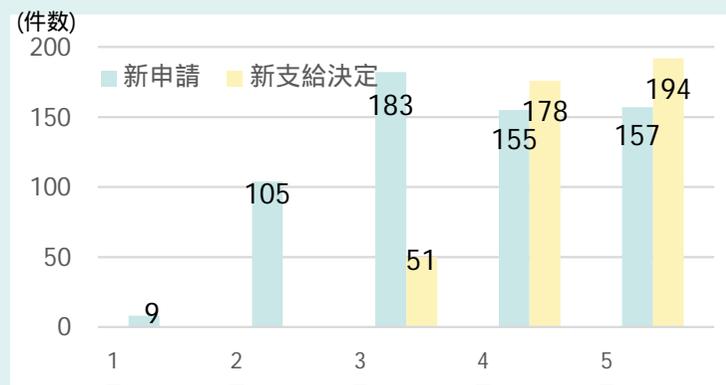
（令和7年5月30日現在、件数）

（広報及び取組の特徴）

- ・事業所へ「出向」の意向確認を支給要件としたため、各市町で助成金説明会を実施し理解を求めた。

- ・当局ホームページ他地元新聞、広報誌などを活用し該当事業者への周知に努めた。

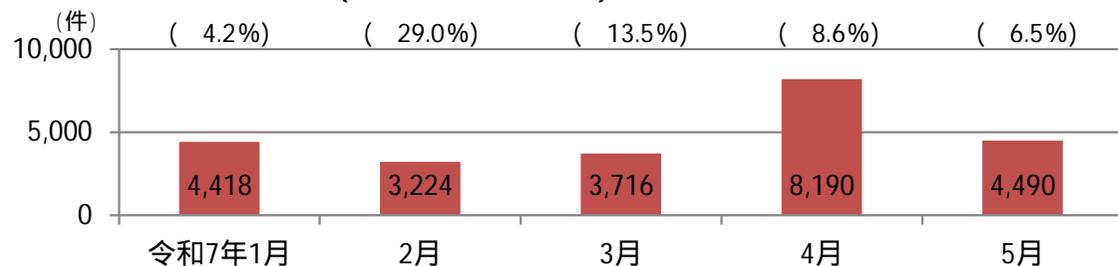
- ・石川県・ジョブ産雇との連携により雇調金活用事業者に対し出向に関するヒアリングを行う等、今後の雇用維持の方法を注視した。



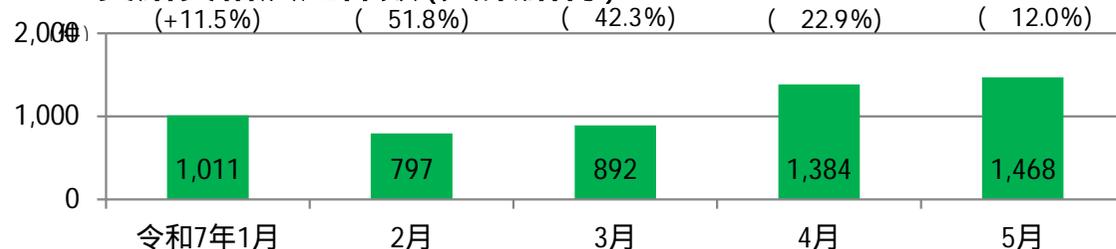
雇用調整助成金（新特例）の支給状況（能登9市町）

雇用保険（失業給付関係・石川県）

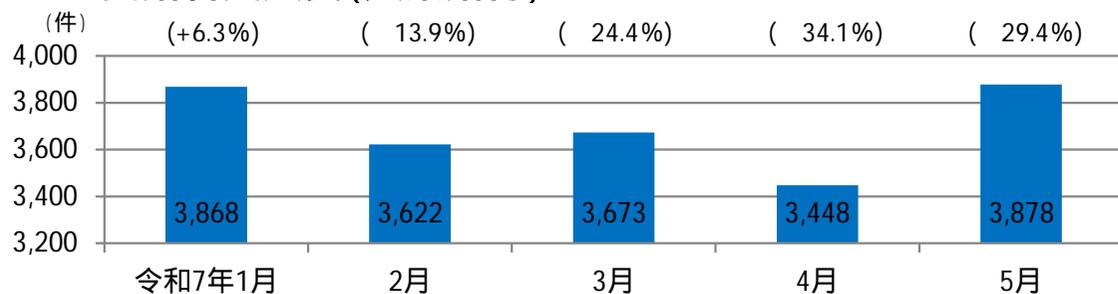
資格喪失件数（一般被保険者）



受給資格決定件数（失業給付）



受給者実人員（失業給付）



括弧内は対前年同月比。

激甚特例及び災害特例による受給資格決定件数

	「激甚特例」(1)による受給資格決定件数	「災害特例」(2)による受給資格決定件数
計	972件	64件
R6年1月	41件	2件
2月	497件	39件
3月	319件	9件
4月	72件	10件
5月	17件	1件
6月	16件	2件
7月	3件	0件
8月	3件	1件
9月	1件	0件
10月	2件	0件
11月	0件	0件
12月	1件	0件
R7年1月	0件	0件

「激甚特例」及び「災害特例」のそれぞれの件数は特別に集計したものであり、一般被保険者のほか高年齢被保険者・短期雇用特例被保険者を含む件数。

1 激甚特例: 激甚災害法の指定地域(= 災害救助法の適用地域) 内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない場合に、実際に離職していなくとも、基本手当を受給できる特例。

2 災害特例: 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した場合に、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できる特例。

地域雇用開発助成金（災害特例）、産業雇用安定助成金（災害特例）について

地域雇用開発助成金（災害特例）の主な概要

- ・令和6年7月1日より創設
- ・令和6年能登半島地震による被災地域の雇用機会を確保するため、能登6市町において、**地震に伴う破損等の修理・修繕費用や設置・整備に要した費用**
従業員の雇入れにより増加した人数 に応じて一定の金額を助成
- ・令和8年3月31日まで受付可能（令和7年7月改正見込み）

（申請状況）

計画届の提出	支給申請書の提出	決定件数
6	0	0
輪島市	3	0
珠洲市	3	0

（令和7年5月30日現在、件数）

（広報及び取組の特徴）

- ・県と連携し雇用施策説明会を開催し、能登6市町において当助成金を説明した。
- ・解説動画やリーフレット等をホームページに掲載するとともに、ILAC能登と連携して個々の事業者への説明に努めた。
- ・能登地域で事業者の多くが雇用維持を図るなか、新たな事業設置や雇用拡大につながりづらい現状があり、広報のあり方を含めた工夫が求められる。

産業雇用安定助成金（災害特例）の主な概要

- ・令和6年12月17日より創設
- ・令和6年能登半島地震による被災地域能登9市町において、**在籍型出向により雇用維持に取り組む場合の助成金**
出向元・出向先それぞれに助成金を支給
- ・令和7年12月31日までが対象期間

（申請状況）

計画届の提出	支給申請書の提出	決定件数	
60件・86人	101件・164人	3件・15人	
出向元	10社	7社	1社
出向先	38社	27社	1社

（令和7年5月30日現在、のべ件数・人数を表示）

（広報及び取組の特徴）

- ・県と連携し助成金説明会を開催し、七尾市・輪島市・珠洲市の会場において当助成金を説明した。
- ・また、在籍型出向マッチング企業面談会を開催し、現在雇用維持を行っている事業所を出向元として出向先との企業間面談を取り持った。
- ・休業ではない雇用維持を図るため出向の有効性の周知に努めているが、小さな事業者で一部休業する状況が続くなか、出向の手段に踏み切れない事業者が多いと思われる。